

## 土木関係災害支援員派遣制度に関するQ & A

Q01 どうしてこの仕組みが必要なのですか？

A01 市町村は職員数が少なく、また大規模災害時には、建設関係の部署であっても、人命救助や生活支援等の業務が優先となり、インフラの被災対応は後回しになりがちです。

このため、被災情報等の収集・整理等の面で市町村を支援し、県への情報伝達を少しでも速く行い、応急復旧等に繋げる体制を整える必要があると考えます。

Q02 土木関係災害支援員(以下「支援員」という。)の登録に、年齢制限はありますか？

A02 ありません。

Q03 登録できるのは、行政の建設部門で技術的な業務経験のある人だけですか？

A03 行政の建設部門での業務経験があれば、技術職でなくても問題ありません。

Q04 支援員と派遣される市町村とのマッチングは、どのようにするのですか？

A04 登録の際に、派遣可能市町村を聞き取ったうえで、検査・技術支援課で派遣市町村を決定します。

基本的に大規模災害時でも即座の応援が可能な、同一管内(地域)の市町村を活動先と考えていますが、支援員の希望や配置状況等を勘案し、遠方の市町村で活動していただく場合もあります。

Q05 主にどんな業務をするのですか？

A05 市町村の庁舎内でインフラの被災情報等の収集・整理や、簡易な災害対応支援を行います。

Q06 要綱第3の(2)にある「その他簡易な災害対応支援」とは、具体的にどのようなものですか？

A06 電話対応や庁舎内でできる簡易な事務作業等を想定しています。

状況によっては、市町村の庁舎が被災している可能性があるため、庁舎内の片付けや整理など、執務環境の確保に関する簡易な手伝いも含まれます。

Q07 なぜ庁舎内の活動なのですか？

A07 市町村職員は人命救助や生活支援等で庁舎外へ出るため、庁舎内での対応が手薄になると想定されるためです。

Q08 一市町村あたりの派遣人数は決まっているのですか？

A08 一市町村あたり2名以上を原則としていますが、被災規模や市町村の要請内容等により、1名となる場合があります。

## 土木関係災害支援員派遣制度に関するQ & A

Q09 活動する市町村までの交通手段は、どうするのですか？

A09 徒歩、自転車、公共交通、バイク、自家用車等を想定しています。派遣が決定した際に、確認させていただきます。

Q10 県から派遣の可否の連絡を受け、活動できると答えたら、その時点から活動が始まるのですか？

A10 活動可能のお返事をいただいたら、検査・技術支援課で派遣市町村と再度調整し、参集場所や窓口担当者等をあらためてご連絡させていただきます。自宅から直行できるよう、準備をしておいて下さい。

Q11 支援員本人や家族等が被災している場合でも、派遣されるのですか？

A11 活動の可否を確認させていただいた際、その旨をお伝え下さい。活動が困難な場合は、依頼は行いません。

Q12 県(市町村)に再任用されているのですが、その場合でも派遣されるのですか？

A12 市町村からの要請内容にもよりますが、基本的には本活動の依頼は行わない予定です。活動の可否を確認させていただいた際、その旨をお伝え下さい。

Q13 携行品はありますか？

A13 土木関係災害支援員登録証、保険証、筆記用具、メモ帳は必ずお持ち下さい。また、こちらから連絡させていただく場合がありますので、携帯電話の携行をお願いします。

活動にあたり、検査・技術支援課で、活動する市町村の状況をなるべく詳しくお伝えしますが、大規模災害直後のため、県が把握していない情報も多々あると思われま。

このため、恐れ入りますが、ご自身で携行の必要があると判断されるものについては、携行いただきますようお願いします。

なお、服装については、活動にふさわしい作業着等の着用をお願いします。

Q14 派遣期間はどの程度ですか？

A14 7日程度と考えています。派遣の可否を確認させていただく際に、派遣期間をご連絡します。また、7日を超える場合は、県・市町村・支援員で協議し、派遣期間を決定します。

Q15 なぜ7日程度なのですか？

A15 発災から7日程度経過すると、インフラの被災状況がある程度把握でき、また庁舎外で人命救助や生活支援等に当たっていた市町村職員が、戻ってくると想定されるためです。

## 土木関係災害支援員派遣制度に関する Q & A

Q16 支援員の活動時間はどうなっていますか？

A16 活動する市町村の通常勤務時内と考えています。超過勤務は想定していません。

Q17 支援員が市町村に到着したら、誰の指示に従うのですか？

A17 市町村の窓口担当者(A10 参照)の指示に従って下さい。

ただし、本活動は被災情報等の収集・整理や庁舎内での簡易な作業のため、常識的にその範囲を超えることを求められた場合は、検査・技術支援課に連絡して下さい。

Q18 活動時の通信手段はどうすればいいのですか？

A18 基本的に市町村の電話・無線・パソコン等を使っていただくことになります。ただし、状況により支援員個人の携帯電話等を使っていただく場合もあります。その場合、通信料は支援員の自己負担となりますので、ご理解願います。

Q19 活動中に、現場でアドバイスをほしいと言われたら、どうすればいいですか？

A19 本活動はあくまで庁舎内での情報収集・整理のため、その旨を伝え、現場(庁舎外)へは出ないで下さい。

Q20 体調に不安がありますが、支援ために活動に参加したいと考えているのですが、その場合はどうすればいいですか？

A20 体調管理については、支援員ご自身でお願いします。体調が悪ければ、無理をせず、その旨を市町村の窓口担当者及び検査・技術支援課に伝え、活動を中止して下さい。

Q21 活動中に怪我をした場合は、どうしたらいいのですか？

A21 派遣が決定した時点で県がボランティア保険に加入します。支援活動に係る怪我等については保険から支出します。

補償金額（保険金額）				保険料（1名あたり） 団体割引 20%適用			
保険金の種類		プラン	Aプラン	タイプ	プラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,320万円	基本タイプ	350円	510円	
	後遺障害保険金		1,320万円 (限度額)	天災タイプ <sup>(※)</sup> (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	
	入院保険金日額		6,500円				
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円			
		外来の手術		32,500円			
	通院保険金日額		4,000円				
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各保険金額に同じ				
葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円 (限度額)					
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共済)		5億円 (限度額)				

(※)天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償します（天災危険担保特約条項）が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

現時点では「基本タイプ Aプラン」への加入を想定しています。

## 土木関係災害支援員派遣制度に関するQ & A

Q22 派遣市町村までの途中で、交通事故にあった場合はどうなりますか？

A22 保険には、目的地への移動中(復路も含む)の事故も含まれます。

Q23 遠方での活動で自宅へ帰れない場合、どうすればいいですか？

A23 帰宅が困難と考えられる場合は、検査・技術支援課へその旨をご連絡いただき、恐れ入りますが、支援員ご自身で宿泊施設を探して下さい。

宿泊費は、県の旅費計算に基づき後日お支払いします。

Q24 技術研鑽のための研修や防災訓練は、実施するのですか？

A24 研修は人材バンク登録者研修(年2回開催)に合わせて実施する予定です。  
また、市町村主催の防災訓練に合わせ、参集訓練も行いたいと考えています。

Q25 参集訓練を行った時の交通費は、どうなるのですか？

A25 恐れ入りますが、支援員の自己負担でお願いします。